

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 釜石
広域風力発電事業拡張計画環境影響評価準備書」に対する
勧告について

平成27年7月10日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 釜石
広域風力発電事業拡張計画環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラ
スエナジーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県釜石市、遠野市、上閉伊郡大槌町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大114,000kW(2,000kW級×57基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 2月27日
住民等意見の概要受理	平成27年 5月11日
岩手県知事意見受理	平成27年 7月 2日
環境大臣意見受理	平成27年 7月 2日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)釜石広域風力
発電事業拡張計画環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 動植物（鳥類を除く。）について

- ① 対象事業実施区域には各種の湿原や河川の源流域が多く分布し、重要な動植物の生息・生育地となっていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流出による環境影響が懸念される。このため、地形の改変量を最小限に抑制するとともに、自然度の高い湿地帯や重要な動植物の生息・生育地等の近隣や上流側で土地の改変を行う場合には、専門家からの助言を踏まえて、濁水対策や土砂流出防止対策に万全を期し、土砂の流出等による環境影響を可能な限り低減すること。
- ② コウモリ類に関する事後調査に関しては、専門家等の意見を聴きながら方法、頻度及び期間等について検討したうえで適切に実施するとともに、結果に応じて稼働時間の調整等を含め、追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境保全措置を講じた場合には、関係機関へ情報提供を行う等、透明性及び客観性の確保に努めること。
- ③ 重要な両生類への影響については、落下の際の這い出しが容易となる構造の排水溝を採用する等、適切な環境保全措置を検討し、実施すること。
- ④ 自然環境保全地域に近接する場所に設置を予定している風力発電機及び工事用道路については、専門家等の意見を聴きながら設置場所について再

検討し、自然環境保全地域への影響を回避すること。

- ⑤ 風力発電機の設置や工事用道路の拡幅等に伴う改変により消失した植生の復元に当たっては、事業実施区域の環境への適合を図るため、極力在来種の採用に努めるなど、適切な方法により実施すること。特に、自然環境保全地域に近接する場所については、施工地域の表土を利用するなど、特に地域生態系の保全に配慮した工法を採用すること。
- ⑥ 環境保全地域の近傍の水生の生物及び湿地性の生物への影響に係る予測評価には不確実性が生じるため、生物相に関する事後調査を実施すること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種に指定されたイヌワシ3ペア等の生息環境となっているほか、クマタカ、ハヤブサ等の希少猛きん類の飛翔が確認されており、本事業によるこれらの希少猛きん類への重大な影響が懸念される。特にイヌワシについては、本事業の当該区域とイヌワシの繁殖地には一定の距離が保たれているとされているが、現在でも当該区域の西側を中心にイヌワシが飛来し、採餌行動が確認されている。また、当該区域では、イヌワシの主たる餌資源であるノウサギが生息し、かつハンティングが行われる開放地も広く分散して位置していることから、イヌワシの餌場となっている。一方で、当該区域の西側及び東側の尾根上に既設風力発電設備が立地している区域では、既設風力発電設備の設置後、イヌワシが既設風力発電設備を認識して接近しなくなったことが示唆されており、当該区域においても、本事業の実施により、同様の影響が生じる可能性が高いと考えられる。また、平成14年の既設風力発電設備の設置に当たり行った自主的な環境影響評価である「釜石広域風力発電事業環境影響評価調査報告書」では、バードストライクについては可能性はほとんどないと予測されているにも関わらず、平成20年には風力発電設備への衝突によるイヌワシの死亡個体が発見されていることや、本事業におけるバードストライク対策の効果の不確実性が高いこと等から、当該区域におけるイヌワシのバードストライクに関して、重大な影響が懸念される。

以上より、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

- ① 本事業による風力発電設備の設置により、将来的に当該区域の西側一帯がイヌワシの餌場として利用できなくなると考えられることから、イヌワシ及びその生息環境への影響を回避するため、西側の風力発電設備（T1～T23）について、有識者の助言や現地の状況等を踏まえて、東側への再配置・基数削減を含めた再検討を実施するとともに、事業着工前に当該区域の内外において、本事業により利用できなくなる餌場と質・量ともに同等の機能を有する代替餌場の確保による環境保全措置を確実に講ずるこ

と。また、代替餌場については、次の i) ~ vi) の条件を事業着工前までに満たすものとする。

- i) 買収又は土地所有者との長期協定に基づき、餌場として同等以上の広がりをもつ土地を確保できていること。
- ii) 確保した土地・森林等に係る法律上の規制等に関する手続きが終了していること。
- iii) 代替餌場を長期的に維持・管理する計画が作成されていること。
- iv) 確保した土地を餌場として利用する場合に、他の希少動植物に対し重大な影響を発生させないものであること。
- v) 現在事業地を餌場として利用している 3 ペアのイヌワシが当該代替餌場を利用することが確認されたものであること。
- vi) 現在イヌワシの採餌場所として利用されている場所の質の向上を図る場合は、失われる採餌場所の機能と同等以上の質の向上が図られたことが定量的に示されるものであること。

なお、以上の条件を満たす代替餌場が確保されない場合は、西側の風力発電設備の設置を取りやめること。

- ② 前項 iii) の計画策定の際には、有識者及び関連行政機関等による協議会（平成 25 年 8 月～11 月に行われた意見交換会の有識者及び関連する地方公共団体を含む。）により、計画を検討し、当該計画を公表すること。その際、必要に応じ、住民等の意見を広く求め、計画をさらに改善するとともに、再配置や基数削減について再検討すること。
- ③ 供用後も、当該計画に従い、イヌワシの代替餌場の利用状況を継続的に調査し、その結果を公表するとともに、有識者及び関連行政機関等による協議会を開催し、その意見を踏まえ、必要に応じて、代替餌場の質・量の向上、風力発電設備の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- ④ 鳥類の衝突に係る予測及び環境保全措置の効果に関しては、不確実性が高いことからバードストライクの事後調査を適切に実施し、イヌワシのバードストライクが発生した場合には、協議会の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼働再開とすること。また、その他の希少猛きん類についても、供用後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。